

公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター  
計量管理規定の変更について

I. 審査の結果

「公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター（以下「NMCC東海」という。）」に係る計量管理規定に関し、NMCC東海から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和4年8月30日付04核管東第063号）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：公益財団法人核物質管理センター

代表者氏名：理事長 下村 和生

申請日：令和4年8月30日

申請の理由：公益財団法人核物質管理センターの組織改正に伴う変更

申請の内容：変更の概要は、以下のとおり。

1. 計量管理責任者の役職の変更

III. 審査の内容

本件審査に当たっては、本申請に係る計量管理規定の変更内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。）第4条の2の2の規定を満たしていること及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことについて、提出された新旧対照表をもって確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 計量管理責任者の役職の変更

計量管理責任者の役職が「東海検査部長」から「検査分析部次長（分析担当）」へ変更されていることを確認した。（第5条第3項）